

【受付期間】

平成30年11月1日(木)～平成30年12月15日(土)消印有効

平成30年度
ちば環境再生基金助成事業
募集要領
(31年度活動助成)

一般財団法人千葉県環境財団

業務部 環境活動支援課

(ちば環境再生基金事務局)

【ちば環境再生基金助成事業について】

1 はじめに

ちば環境再生基金助成事業は、県民・環境 NPO 等が豊かな環境の保全再生のために自主的に行う活動に対して、その一部を助成するものです。

各助成事業交付金要綱に基づき毎年募集し、ちば環境再生推進委員会(事業推進部会審査会)で決定します。助成の対象となる団体等や活動の要件及び応募の手続きについてこの要領をご覧の上助成金交付申請書を作成し、その他の必要な書類とともに下記の受付期間内に提出してください。

2 助成対象期間

助成の対象となる活動の実施期間は、平成31年度(31年4月1日から32年3月31日まで)とします。

複数年度にまたがる事業を計画する場合でも、当該年度に行う事業のみを申請書に記入して、毎年度申請していただきます。

3 助成の対象となる団体

助成金の交付の対象となる団体は、各交付要綱に基づきますが、次の条件をすべて満たす団体です。

- (1) 県内に活動の拠点を有すること。
- (2) 活動区域が主に県内であること。
- (3) 会則をもち、団体の代表が決まっているなど、活動を適正に行える組織が確立していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと、特定の公職者、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと及び暴力団等ではないこと。

※ 今後団体を作り新たに活動を行おうとする方は、上に記載する各項を予定していれば応募は可能です。

4 助成の種類と助成対象活動

助成金の交付の対象となる活動は、県内において取り組まれ、又は取り組もうとする環境の保全と再生に関する活動で、次に掲げるものです。

詳しい内容は、各助成事業のページをご覧ください。

(1) 提案型環境再生事業

環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する従来の枠組みを越えた自由な発想による提案事業

(2) 県民の環境活動支援事業

県民自らの手で千葉県の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的継続的に実施する県民団体の千葉県内における環境活動

(3) 環境活動見本市等普及啓発支援事業

県・市町村・県民団体等が協働して実施する環境保全・再生に係る広域的な普及啓発等の事業

(4) 未来の環境活動担い手支援事業

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材育成を目的とした活動

(5) 廃食油燃料利用促進プロジェクト事業

家庭等で使用済みとなった廃食油の石油代替燃料へのリサイクル促進につながる廃食油回収活動

※ 助成は再生基金の予算の範囲内で行うため、全体の応募件数によっては、助成の要件を満たす団体・活動であっても必ずしも助成の対象とならないことをご承知ください。

また、助成金の額は助成の対象となる活動にかかる経費であっても、必ずしも申請どおりの額を助成できるものではないことをご承知ください。

※ 助成の対象となる団体・活動、助成金額は、活動の効果の大きさやその活動に要する費用、申請団体の予算額、今後の活動計画などを参考として、ちば環境再生推進委員会(事業推進部会審査会)の審査を経て決定します。

5 助成対象にならない活動

環境保全・再生活動が目的であっても、次のような活動は対象とはなりません。

- ・活動が政治的又は宗教的宣伝を目的としたもの
- ・特定の事業者の事業上の利益のために行われる活動
- ・他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- ・貸付、融資、出資その他により助成に係る資金の回収が見込まれる活動
- ・その他活動団体が担うにふさわしくないと認められる活動

6 助成の対象とならない経費

助成の対象となる経費(助成対象経費)は各交付要綱別表に掲げていますが、経費区分ごとの詳細について別紙のとおり定めていますのでご注意ください。

なお、以下に示した経費は助成対象経費となりません。

- (1) 専門的知識・技術を提供する外部講師・指導員以外の人件費・謝金
- (2) 飲食にかかる経費
- (3) ちば再生基金で実施する他の支援事業との併用は認められません。ただし、廃食油燃料利用促進プロジェクト事業との併用は可能とします。

7 助成金交付申請書の受付期間

平成30年11月1日(木)～12月15日(土)※消印有効

- ・申請書は、次の窓口に持参又は郵送(消印有効)してください。

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1

一般財団法人千葉県環境財団 環境活動支援課

- ・審査結果については、採択、不採択に関わらず4月上旬までに文書で通知します。

8 助成要綱の配布

- ・助成要綱(助成金交付申請書様式等)、募集要領については、ちば環境再生基金のホームページ(<http://www.ckz.jp/saisei/>)でご覧いただけ、様式等もダウンロードできます。

9 注意事項

- (1) 助成は、1団体につき1つしか受けられません。
ただし、廃食油燃料利用促進プロジェクト事業との併用は可能とします。
- (2) 助成金交付申請書は選考にあたっての重要な資料となりますので、十分にご検討の上、申請内容がよくわかるように作成してください。
- (3) 助成金交付決定後及び助成金交付後、助成活動の内容又は収支予算に虚偽・不正の事実があった場合等は、助成金の交付を取消し、既にお支払いした助成金は返還していただきます。
- (4) 助成金の交付の目的を達成するために、必要があるときは助成対象となった団体に対し報告を求め、団体の帳簿書類などの調査をし、必要な指示を行うことがありますのでご注意ください。
- (5) 助成が決定した場合は、活動を行う際や作成物・報告書等を作成する際に、この助成制度の支援を受けている旨を明示していただきます。
- (6) 助成を受けたすべての団体は、実績報告時に支出内容を証する書類(請求書、領収書等※コピー可)をご提出いただくこととしています。
なお、謝金などの支払い時の源泉徴収税務処理については適切に対応してください。
(源泉により納付した所得税は助成対象とする。)

なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

別紙

助成金交付要綱 助成対象経費 別表詳細

区分	説明	備考	補足
消耗品費	主に消耗される物品の購入等に要する経費	単価2万円未満のもの	事業実施に不可欠な物品が助成対象
燃料費	機材の燃料等の購入等に要する経費		刈払い機等の機器及び機材運搬用車両の燃料費
印刷製本費	配布資料等の印刷、製本等に要する経費		対象事業の特集号的な会報の増刷、調査報告書の印刷は助成対象
保険料	活動に参加するボランティアのための保険に要する経費		活動の参加者が一括して加入する傷害保険等
通信運搬費	資料や広報チラシ等の送付に要する経費		・郵便、メール便・宅配便を使用する場合で、かつ、事業実施に直接必要なものに限ることとし、組織内部の連絡に要する経費は除く。 ・宛先が確認できない切手代、領収書がないFAX料金は対象外
旅費	団体の構成員が活動場所に公共交通機関で移動する際の旅費及び講師等の旅費		利用する公共交通機関の利用区間・運賃
使用賃借料	会議室、レンタル機器など助成対象事業の実施に直接要する設備等の使用料・賃借料		
工事請負費	助成対象事業実施に直接要する設備、機械・器具等の設置等に要する経費		事業実施のために必要な安全柵工事等を業者に請け負わせる費用など
原材料費	活動に使用する原料又は材料の購入に要する経費		飲食に係る原材料費は助成対象外
備品購入費	助成対象事業に直接使用される機械・器具等の購入に要する経費	備品購入費の合計が申請額の5割を超えないこと	汎用性の高いカメラ、パソコン、プリンター、プロジェクター等は助成対象外
謝金	環境学習の講師、アドバイザー等に支払う謝金	講師謝金は2万円までを助成する。	・2万円を超える謝礼は、助成対象外の経費として取り扱う。 ・講師を会員自らが行う場合は謝金の対象外
その他	上記に掲げるもののほか、財団が特に必要と認める経費(書籍代等)		

支 援 事 業 名		助成金申請できる団体
1	提案型環境再生事業	①市町村 ②県民団体、県以外の公共的団体などの 各種団体等で構成した共同の事業体
2	県民の環境活動支援事業	県民団体(法人格の有無は問わない。)
3	環境活動見本市等普及啓発支援事業	県、市町村、事業者及び環境活動団体等により構成される共同事業体
4	未来の環境活動担い手支援事業	①市町村 ②県民団体(法人格の有無は問わない。) ③学校(大学、高等学校)
5	廃食油燃料利用促進プロジェクト事業	①市町村 ②県民団体(町内会、自治会、環境活動団体等)

助成事業名	提案型環境再生事業
目的	環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する従来の枠組みを越えた自由な発想による提案事業に対し、その経費の一部を助成
助成期間	原則3回最大5回 *原則3回。ただし計画、実行・効果の面から必要と認める場合は、最大5回まで延長できる。
助成対象団体	①市町村 ②県民団体、県以外の公共的団体など共同の事業体で事業を遂行できると認められるもの（要綱に定める要件に適合すること。）
助成対象活動	環境保全、生物多様性保全、地球温暖化対策、省資源・リサイクル活動、県民の環境意識の向上等の環境上の課題の解決を目的とし、県、市町村及び地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する事業とする。
助成額	助成対象経費の2分の1以内又は、1,000万円のいずれか低い額を限度とする。
備考	◎ 他の助成制度による助成金等を受けている場合は、助成対象経費に充当される他制度助成金額を差し引いた額に対して、各助成メニューの助成率及び限度額により算出された額を助成金額とします。

助成事業名	県民の環境活動支援事業		
目的	県民自らの手で千葉県の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的に実施する県民団体の千葉県内における環境活動に対し、その経費の一部を助成		
助成期間	原則3回最大5回 *原則3回。ただし計画、実行・効果の面から必要と認める場合は、最大5回まで延長できる。		
助成対象団体	要綱に定める要件を備えた特定非営利活動法人又は社会貢献活動を行っている非営利の団体で法人格の有無は問わない。		
助成対象活動	以下の活動分野で直接的に環境を再生する活動のほか、これらの活動分野に関する啓発活動、学習活動、調査研究活動を含む。 (1)環境の保全 (2)生物多様性の保全 (3)地球温暖化防止対策 (4)省資源・リサイクル		
助成額	①助成対象経費の額が10万円以下の場合	②助成対象経費の額が10万円を超え32万5千円以下の場合	③助成対象経費の総額が32万5千円を超える場合
	①の額に10/10を乗じた額	①に係る助成金の額に②の額に2/3を乗じた額を加えた額	①及び②に係る助成金の額に③の額に1/2を乗じた額を加えた額
助成金上限額	(10万円)	(25万円)	100万円
備考	活動成果を広く公表しなければならない。 ◎ 他の助成制度による助成金等を受けている場合は、助成対象経費に充当される他制度助成金額を差し引いた額に対して、各助成メニューの助成率及び限度額により算出された額を助成金額とします。		

助成事業名	環境活動見本市等普及啓発支援事業
目的	市町村・県民団体等の各主体が連携・協働して実施する環境保全・再生に係る広域的な普及啓発等の事業に要する経費の一部を助成
助成期間	5年間 *助成期間は、平成27年度から5年間とする。ただし、普及啓発上必要と認める場合は、この限りではない。
助成対象団体	県、市町村、事業者及び環境活動団体等により構成される共同事業体で事業を遂行できると認められるもの（要綱に定める要件に適合すること。）
助成対象活動	自然環境の保全・再生、資源循環型社会づくりに取り組む市町村、県民等の活動を広く周知し、県民の環境意識向上と積極的な参加を目指し実施する県民団体の環境活動に関する普及啓発事業とする。
助成額	助成対象経費の2分の1以内又は、250万円のいずれか低い額を限度とする。
備考	<p>県内の環境活動団体の活動状況の展示コーナーを設けること</p> <p>◎ 他の助成制度による助成金等を受けている場合は、助成対象経費に充当される他制度助成金額を差し引いた額に対して、各助成メニューの助成率及び限度額により算出された額を助成金額とします。</p>

助成事業名	未来の環境活動担い手支援事業	
目的	地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として、必要な知識や技術を習得するための活動を助成	
助成期間	原則3回最大5回 *原則3回。ただし計画、実行・効果の面から必要と認める場合は、最大5回まで延長できる。	
助成対象団体	①市町村及び地域で活動する NPO等環境保全団体	②県内の高校・大学等
助成対象活動	地域の環境学習や環境活動を自ら主体的に実践できる人材の育成を目的とし、講義・フィールドワークを通して環境問題の基礎知識やボランティア活動を習得する活動	地域の教育力を活用した教育活動や部活動など将来の環境保全活動を担う人材育成に関する活動
助成額	助成対象経費の2分の1以内 又は、50万円を限度とする。	助成対象経費の10分の10 以内で10万円を限度とする。
備考	活動成果を広く公表しなければならない。 ◎ 他の助成制度による助成金等を受けている場合は、助成対象経費に充当される他制度助成金額を差し引いた額に対して、各助成メニューの助成率及び限度額により算出された額を助成金額とします。	

助成事業名	廃食油燃料利用促進プロジェクト事業
目的	県民参加により資源循環・地球温暖化対策の推進を図るため、家庭等で使用済みとなった廃食油の石油代替燃料（バイオ燃料）リサイクルを促進することにつながる廃食油回収活動に対し、その経費の一部を助成
助成期間	原則3回最大5回 *原則3回。ただし計画、実行・効果の面から必要と認める場合は、最大5回まで延長できる。
助成対象団体	市町村及び地域で活動する町内会、自治会、NPO等
助成対象活動	家庭等から廃棄される廃食油を資源物として回収する活動
助成額	助成対象経費の10分の10で10万円を限度とする。
事業参加申込	廃食油の回収活動を行う団体の事業参加は随時受け付けます。
※ 助成金申込	廃食油回収団体であって、廃食油回収拠点整備の* <u>新規助成金</u> 申請は、年2回（5月及び11月）受け付けます。 ◎第1回募集 5月1日から5月31日 ◎第2回募集 11月1日から11月30日 * <u>新規助成金申請</u> ・・・当年度新たに活動を開始する場合の拠点整備経費等
備考	◎ 廃食油回収について、他の助成制度による助成金等を受けている場合は、助成対象経費に充当される他制度助成金額を差し引いた額に対して、算出された額を助成金額とします。 ◎ 本プロジェクト事業の助成金を受けた団体にあつては、ちば環境再生基金の他の助成事業との併用を可能とします。

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

申し込み・問合せ先

(一財)千葉県環境財団 業務部 環境活動支援課

〒260-0024

千葉市中央区中央港1-11-1

TEL 043(246)2091

FAX 043(246)6969

E-mail saiseikikin@ckz.jp

<http://www.ckz.jp/saisei/>